

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## Vol. 78 「投資事業有限責任組合へ出資した場合の会計処理について」

今回は、投資事業有限責任組合への出資が有価証券としてみなされる場合の会計処理を説明します。

### (1) 有価証券に該当する投資事業有限責任組合の概要

財務諸表等規則上、有価証券とは、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第1項及び第2項（第1号及び第2号を除く。）に規定する有価証券及び申込証拠金領収証とされています（財務諸表等規則ガイドライン8の2-1）。投資事業有限責任組合への出資が有価証券に該当するか否かは、金商法第2条第2項第5号に該当するか否かによって決まります。

参考までに金商法第2条第2項第5号は以下のような規定となっています「投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利のうち、出資者が出資をした金銭等を充てて行う事業（以下「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であって、次のいずれにも該当しないもの」

上記の、該当すると有価証券として扱われない場合としては、例えば「出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利」などが挙げられています。

### (2) 有価証券に該当する投資事業有限責任組合の会計処理

原則として、投資事業有限責任組合の財産の持分相当額を有価証券として計上し、投資事業有限責任組合の営業により獲得した純損益の持分相当額を有限責任の範囲で当期の純損益として計上します。ただし、有限責任組合への出資については、それらが実質的に匿名

組合出資者等の計算で営業されている場合もあり得るため、貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法が妥当しないことも想定されます。

このような多様な実情を踏まえ、投資事業有限責任組合への出資の会計処理は、その契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、以下の1から3の方法のうち、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択することが必要となります（金融商品に関する実務指針132項、308項）。

- 1 貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法
- 2 貸借対照表では、持分相当額を純額で計上し、損益計算書では、損益項目の持分相当額を取り込む方法
- 3 貸借対照表及び損益計算書双方において、貸借対照表の項目ごと及び損益計算書の項目ごとに持分相当額を取り込む方法

なお、投資事業有限責任組合の構成資産が金融資産に該当する場合には金融商品会計基準に従って評価し、出資者の会計処理の基礎とします。例えば、組合の保有するその他有価証券の評価差額に対する持分相当額は、その他有価証券評価差額金として計上されることとなります。